

「JPNICのIPアドレス割り当て管理業務における情報の取り扱い等に関する規則」
改正について

■審議事項

令和4年(2022年)4月1日施行の改正個人情報保護法に対応するため、「JPNICのIPアドレス割り当て管理業務における情報の取り扱い等に関する規則」(以下、本規則)の改正のご承認をお願いします。

本規則は理事会の決議を経て改正することと定められているため、今回ご審議いただくものです。

■改正個人情報保護法施行に伴い対応が必要な個所の概要

※本規則中の「社団法人」を「一般社団法人」へ修正および、下記表の太枠線内を反映した本規則の具体的な改定内容は添付1の新旧対照表を、改定後の本規則全文は添付2を参照してください。

個人情報保護法の改正点	JPNICでの対応
個人データの第三者提供を本人同意なく行える場合として、学術研究機関等に関する事項を追加。(第二十七条第1項七号)	本規則第4条第3項(5)に追記します。
共同利用を行う場合において、通知等事項に「共同利用する個人データの管理責任者の住所、法人である場合の代表者名」を追加。(第二十七条第5項三号)	本規則第6条に、担当者情報を共同利用する、株式会社日本レジストリサービス(JPRS)の住所および代表者に関する内容を、WebページのURLを記載する形式で追記します。
本人による開示請求の対象に、第三者提供記録を追加。(第三十三条第5項)	本規則第14条に、第三者提供記録の開示に関する内容を追記します。
	JPNIC 公開文書「情報開示請求書および確約書」を改定します。 *情報開示請求書に、情報の開示請求／第三者提供記録の開示請求を選択できるような項目を追記します。
保有個人データに関する公表等事項に「事業者の住所、法人である場合の代表者名」を追加。(第三十二条第1項)	本規則は改定せず、JPNIC 公開文書「IPアドレス割り当て管理業務における情報の取り扱いに関するガイドライン」を改定します。 *追加する項目に、住所および代表者に関する内容を、WebページのURLを記載する形式で追記します。
電磁的記録の提供による方法その他の個人情報保護委員会規則で定める方法による開示を請求することができる、と改正。(第三十二条第2項)	本規則は改定せず、JPNIC 公開文書「情報開示請求書および確約書」を改定します。 *情報開示請求書に、回答書の送付方法を郵送／電子メールから選択できるよう項目を追記します。

■改定スケジュール

2022年6月13日 理事会審議(本件)

2022年6月14日 改定後の本規則公示

2022年7月15日 改定後の本規則施行

以上